

運 営 規 程

社 会 福 祉 法 人 瑞 邦 会

く お ん 苑 指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所

くおん苑指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人瑞邦会が開設するくおん苑指定居宅介護支援事業所（以下「くおん苑事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、正当な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう考慮する。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供される指定居宅サービス等が特定の種類、または特定の事業者に偏することがないように、公平かつ中立に実施する。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、老人在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保健施設等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 くおん苑指定居宅介護支援事業所
- 2 所在地 我孫子市日秀 208 番地(特別養護老人ホーム 久遠苑 1F)

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（特養施設長との兼任）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成、変更、居宅サービス計画に基づくサービス提供にかかる連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 日曜日から土曜日までとする。(年中無休)
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
(緊急を要する場合等については、適宜対応することとする。)
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 1 利用者からの相談、及びサービス担当者会議については、「デイサービスセンターくおん苑」の相談室にて行うこととする。
- 2 指定居宅介護支援を提供するにあたり介護支援専門員が利用者の居宅を訪問し、利用者等に面接して、解決すべき課題の把握(アセスメント)を行う。アセスメントに使用する課題分析票の種類は「居宅サービス計画ガイドライン」方式とする。
- 3 居宅サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)に当たっては、少なくとも1ヶ月に1回居宅を訪問し、利用者等に面接する。また、少なくとも1ヶ月に1回はモニタリングの結果を報告する。

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。(当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時を除く)

- 2 次条の通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収するものとし、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ①事業所から、片道おおむね10キロメートル未満 500円
 - ②事業所から、片道おおむね10キロメートル以上 800円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるととする。

(虐待の防止の措置に関する事項)

第8条 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 権利擁護委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的を開催するために研修計画を定める。

- (4) 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、我孫子市の地域とする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 2 継続研修 年4回
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

付 則

この規程は 平成12年 4月 1日から施行する。

平成15年	4月	1日	一部改訂
平成17年	4月	1日	一部改訂
平成18年	4月	1日	一部改訂
平成20年	1月23日		一部改訂
平成20年	5月15日		一部改訂
令和 6年	2月	1日	一部改訂